所定疾患施設療養費算定状況について

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者様の状態
   - ・肺炎
   - ・尿路感染症
   - ・帯状疱疹
   - ・蜂窩織炎
2. 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に算定する。また、1 回に連続する 10 日を限度として、月 1 回に限り算定。
3. 診断名・診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載。
4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

令和 4 年度所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和 4 年									令和 5 年		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
肺炎	人数	2	2	0	0	0	0	3	1	0	1	1	2
	日数	7	10	0	0	0	0	13	2	0	1	5	5
尿路感染症	人数	1	3	1	2	0	2	4	3	4	0	3	6
	日数	3	14	3	10	0	10	20	15	25	0	15	29
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0